

令和 3 年 7 月 総会議事録

日 時 令和 3 年 7 月 20 日 (火)

午前 9 時 30 分

場 所 豊橋市役所 東 86 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年7月20日(火)
午前9時30分開会 午前10時25分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東86会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第20号 豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について
 - 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第23号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第24号 農用地利用集積計画について
 - 議案第25号 競売買受適格証明について(農地法第3条関係)
 - 議案第26号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第4号 農地法第6条1項の規定による報告確認について
 - 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第6号 現況証明について
 - 報告第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3名 農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会7月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

コロナウイルス関連については、7月12日より、感染の再拡大を防ぐため、県独自の厳重警戒措置が実施されています。会議時間の短縮のため、ご協力をお願いします。

本日の出席委員は、24名全員ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号4番加藤正雄委員、同5番河合孝子

委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、12日の書類説明会、農業委員による現地調査、15日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条関係は、番号2番の所有地が遊休農地となっていた件について、7月19日に農地に復元されたことを確認しました。また15日の審査会にて提出する旨を表明していた不足資料の提出も7月19日に確認しております。

そのほかについて変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-2として番号1番と2番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。番号2番については15日の審査会にて、資料記載の内容の他、農業委員会が今後の営農状況を観察していくこと、近隣の方へ作る作物やその方法について事前に話しておいてほしいことなど、取得した農地すべてを適正に利用していく旨を、審査委員が強く伝えていたことを併せて報告します。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

4,5条関係におきましては、特に変更等はございません。

これまでの対応状況について、書類説明会番号5番については、雨水排水を申請地の南北2方向の道路側溝で計画されていましたが、北側の排水先が法の下にあり、南側は土で埋まっていたことからどのように放流するのか、また法面が崩れる危険性はないのかといった点を審査会にて確認しました。北側については、既設排水管も利用し放流し、南側については転用者で土を除却し対応するとのことでした。法面が崩れそうになったら転用者で補修することを確認しています。確認事項は申請書へ追記する等対応していきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。
資料1-1の議案第20号「豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について」を議題といたします。
農政対策協議会委員と花嫁花婿対策推進協議会委員については関連がございますので、一括議題として上程いたします。
内容等について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第20号「豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について」ですが、豊橋市農業委員会農政対策協議会要領第9条及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会規約第5条にそれぞれ任期が定められ、共に1年となっております。
現在の任期は、令和3年7月19日までですので、新たに委員を選出する必要があります。
この2つの協議会には会長、会長職務代理者以外の21名の委員は、いずれかに属することとなっております。
花嫁花婿対策推進協議会の委員を各地区から1名を互選いただき、それ以外の委員をもって農政対策協議会の委員として互選いただくものとしております。
今回、具体的な選出につきましては、7月15日の運営委員会において、すでに互選された結果を報告いただいております。
別紙資料1-1をご覧ください。農政対策協議会は、会長、会長職務代理者に加え、新たに選出された委員をもってその委員とします。
次にその資料の裏面をご覧ください。農業後継者花嫁花婿対策推進協議会は、会長、会長職務代理者に加え、新たに選出された委員をもってその委員とします。
なお、これらの協議会の会長は規約上、農業委員会の会長をもって充てることとなっております、副会長は慣例により1任期中は在任することとなっておりますことを申し添えます。以上です。

議長 両協議会の委員は、別紙名簿のとおり決することに異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして資料1の議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から6番までの6件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第21号、1ページをご覧ください。

番号1番から6番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題はありませんでした。

全案件とも、周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から11番の11件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第22号、3ページから4ページをお願いします。

番号1番～11番までの11件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地についても問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号6番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾書を得た旨の記載がある案件は番号1番～5番、7番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号6番、8番～11番です。

一時転用については、全案件とも該当ありません。

詳細につきましては議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号9番、11番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第23号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第23号5ページをお願いします。

番号1については、平成18年11月1日より資源化センター3号炉施設整備工事のための、資材置場、駐車場等を設置しましたが、工事完了後も引き続き点検、整備等が必要なため、一時転用期間の延長をするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、別添資料 1-3 議案第 24 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 12 番までの 12 件、利用権設定の番号 1 番から 516 番の 516 件、合計 528 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。議案第 24 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、6 月 29 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられ、農地銀行会長から計画策定の依頼があったもの、転貸につきましても、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件について、それぞれ農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-3 をご覧ください。

1 ページから 4 ページの所有権移転につきましては、12 件 30 筆 47,891 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。

次に 5 ページから 70 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 516 件 1,184 筆 1,186,933.94 m²です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 25 号「競売買受適格証明について」を議題といたします。

本案件は、農地法第 3 条許可に係る証明です。

番号 1 番から 2 番の 2 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 25 号、6 ページをご覧ください。

番号 1 番と 2 番につきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。願出地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、願出人を買受適格者と認め証明することとし、願出人が競売に参加し最高価 買受人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請が提出された場合、その申請が、今回の買受適格証明と同一の内容であると会長が認めたときには、改めて総会に諮ることなく、許可することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 26 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 26 号 7 ページをご覧ください。

議案 26 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は水稻及び施設園芸による経営です。番号 2 番は畑作による経営です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 2 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。議案の 8 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番については、時効取得により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。報告書に記載の日付で受理しました。次に 9 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 8 番までの 8 件及び 11 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 17 ページ、42 番までの 42 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定

められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

なお、番号 23 番と 27 番については、受理後、当事者から取消の願出がされたため対応していきます。次に 18 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 3 番の 3 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。次に 19 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 20 ページ 9 番までの 9 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 21 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。願出の現況及び添付書類を審査の上、7 月 21 日付けで証明を行う予定です。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は宅地課税、番号 2 番は畑課税でした。次に 22 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番については、名古屋法務局 豊橋支局登記官からの照会です。

番号 1 番は、市街化区域の農地で令和 3 年 5 月 14 日付け農地法第 5 条の届出がされています。また、現地調査の結果、現況は雑種地となっていますので農地性はないものと判断しました。

7 月 16 日付け事務局長名で回答しました。

報告は以上です。

議 長

報告事案についてはただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前 10 時 25 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年7月20日

議長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(4番 加藤 正雄 委員)

議事録署名者
(5番 河合 孝子 委員)